

「地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」

<令和2年度決算額>

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

189,956 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費

1,342,159 千円

【「社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費」の内訳】

(単位:千円)

区分(事業名)	R2年度 決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	特別医療支給費	91,417	41,468		7,847	9,813	32,289
	自立支援制度事業費	460,268	344,613			26,955	88,700
	障害者医療助成事業	12,153				2,832	9,321
	小計	563,838	386,081	0	7,847	39,600	130,310
社会保険	国民健康保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	123,125	70,371			12,295	40,459
	後期高齢者医療事業 (事務費繰出・事務費負担等を除く)	269,098	40,322			53,319	175,457
	介護保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	316,345	20,047			69,056	227,242
	小計	708,568	130,740	0	0	134,670	443,158
保健衛生	予防接種事業	53,887	1,672			12,169	40,046
	母子保健事業費	15,866	778			3,516	11,572
	小計	69,753	2,450	0	0	15,686	51,618
合計	1,342,159	519,271	0	7,847	189,956	625,086	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※「社会福祉」・「社会保険」・「保健衛生」の「地方消費税交付金(社会保障財源化分)」は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分している。